

# 申入書

## 四国電力株式会社

取締役会長 千葉 昭 殿

取締役社長 佐伯 勇人 殿

先日広島高等裁判所は、貴社伊方原子力発電所の3号炉に運転差止仮処分命令を決定しました。同決定は日本国憲法が私たちに保障する人格権を、同3号炉運転が侵害する具体的危険から保全するものであり、極めて妥当なものです。

私たちは、貴社に直ちに当該広島高裁の命令に服し、定期点検中の伊方原発3号炉の運転再開のための作業を停止し長期停止のための準備作業に移ることを申し入れます。

仮処分の暫定的な性格に基づいて当面の停止に過ぎないと貴社ではお考えでしょうが、私たちの考える長期停止とは、例えば南海トラフ巨大地震（最大でマグニチュード9クラスつまり東日本大震災並みの巨大地震）が70%の確率で発生する、その後の30年後以降を想定すべきです。

地震は人には止められません。原発は停めておくことで原発震災（複合災害）による被害のリスクは劇的に下がります。

よって、東日本大震災が原因となった東電福島原発事故の再来を起こさないことを四国電力は最低限の目標として目標に掲げて、伊方原発3号機の長期停止を宣言してください。

もちろん、貴社が伊方2号機と3号機の運転を断念し廃炉にすることを宣言していただければ、これに勝る喜びはありません。

四国電力が、地域住民の暮らしを守る会社に生まれ変わることを期待しています。

2017年12月16日

伊方原発広島裁判 抗告人・原告団・応援団一同

**被爆地ヒロシマが被曝を拒否する**  
— 過去は変えられないが未来は変えられる —  
**伊方原発運転差止広島裁判**

郵便はがき

7 3 3 0 0 1 2

通信事務郵便

高松中央局

760-8799

広島県広島市西区中広所  
伊方原宛  
広島裁判事務局様

25  
21  
22  
203



郵便物等配達証明書

受取人の名 氏名	四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人	様
お問い合わせ番号	148-06-03590-4	号
上記の郵便物等は、29年12月18日に配達しましたので、これを証明します。		
日本郵便株式会社		付
日本郵便株式会社 高松中央郵便局		日 高松中央 2012.18 12-18

107370 (29-SYE)